

## 生徒心得

本校生徒としての自覚と誇りをもって、生徒としての本分を守り、明朗・快活な学校生活をおくるために、次の諸事項の意義をよく理解し、これを守る。

### 1 服装・礼儀

- (1) 来校者・先生・先輩に対しては、尊敬の念をもって挨拶するとともに、生徒相互間においても、自発的に挨拶をすること。
- (2) 服装は本校の服装等規定を遵守し、校内外を問わず、清潔・端正で華美にならないようにすること。

### 2 登校・下校

- (1) 登校・下校は本校所定の制服を着用し、くつは華美でないものとする。
- (2) 生徒証を常に携帯すること。
- (3) 登校・下校の途中においては、通学マナーを守り節度ある態度を失わないこと。特に、交通規則を守り事故のないよう十分気をつけること。
- (4) 単車（原動機付自転車を含む）による通学は認めない。ただし、特別に許可を受けた者の原動機付自転車による、自宅の最寄り駅までの使用を認める。
- (5) 自転車通学を希望するものは、許可をうけ、その指示に従うこと。
- (6) 登校時刻の午前 8 時 30 分には H R 教室に着席すること。下校時刻は、夏季は午後 6 時、冬季は午後 5 時を限度とする。ただし、指導教師の監督のある場合は、この限りではない。

### 3 校内生活

- (1) 欠席・欠課・遅刻・早退は事前に学級担任に連絡すること。
- (2) 登校後は下校時まで無断外出をしないこと。やむを得ないときは外出許可を学級担任から受けること。昼食のための外出は認めない。
- (3) 校舎・校具・その他の公共物を大切にし、破損・紛失しないようにすること。
- (4) 掲示物の掲示・生徒対象の調査・募金・入場券の販売等は係の教師の許可を受けること。
- (5) 昼食は食事作法に気をつけると共に、包装紙・ペットボトル等の後始末を確実にし、校舎・校庭等の美化につとめること。生徒ホールを利用する場合は、生徒ホール利用規程を守ること。
- (6) 部室の使用は放課後のみとするが、顧問の指示ある場合はこの限りでない。
- (7) 所有物には氏名を記入するとともに管理は自分で責任をもち、学校へは多額の金品を持参しないこと。教室・部室・机の中などに放置しないこと。
- (8) 携帯電話は、原則持ち込み禁止とする。事情により校内への持ち込みが必要な場合

は、「携帯電話持ち込み申請書」を提出し、「携帯電話およびそれに準ずる機器の校内持ち込みに関する注意事項」を遵守すること。

- (9) 集団生活のルールを守り、お互い尊重し合う姿勢を忘れないこと。

#### 4 日常生活

- (1) 深夜（午後 10 時以降）外出し、遊びまわるようなことは絶対にしないこと。
- (2) 飲酒・喫煙・禁止薬物の使用等しないこと。
- (3) 暴力行為はいかなる理由があっても絶対にしないこと。
- (4) 学生として好ましくない所に立ち入らないこと。
- (5) 万引・窃盗等犯罪に類することは絶対にしてはならない。
- (6) 男女間の交際は、健全・明朗であること。
- (7) アルバイトは原則として禁止する。事情により必要な場合は、保護者の管理、監督の下で実施すること。ただし、接客を主とする業態の飲食店等で高校生としてふさわしくない業種や危険を伴う業種および深夜徘徊となる時間帯でのアルバイトは、いかなる理由があっても行わないこと。また、学校による謹慎等の特別指導中のアルバイトは禁止とする。
- (8) 単車・自動車の運転免許については和歌山県高等学校 P T A 連合会の決議を守ること。
- (9) インターネットの利用については、その危険性を十分に理解し、ルール・マナーを守ること。また個人情報の流出に留意するとともに他人の権利を侵さないこと。

#### 5 授業時の態度・心得

- (1) 始業時間を守ること。
- (2) チャイムが鳴ったら授業の準備をして着席しておくこと。
- (3) 授業開始と終了時に挨拶すること。
- (4) 飲食物、携帯電話、ゲーム、化粧道具など授業に関係のないものは机に置かないこと。
- (5) トイレは休憩時間中に済ませておくこと。（授業中のトイレは、遅刻や早退と同様に扱う）
- (6) マフラー、手袋、帽子等を着用しないこと。
- (7) 授業が早く終わっても、チャイムが鳴るまでは教室から出ないこと。
- (8) 授業中は静かに真剣に取り組み、授業にかかわりのない行動はしないこと。
- (9) 学習目標を達成するために集中して授業を受けること。

## 6 考查受験

- (1) 考查発表の日より考查終了まで、クラブ活動等は停止し、学習に専念すること。
- (2) 制服着用の上、指定された席に座り、筆記用具以外はカバンに入れること。机の中には一切ものを入れないこと。筆箱、下敷きの使用は認めない。
- (3) 考查中に携帯電話を「見る」「手にする」「操作する」「身につける」いずれの行為も、不正行為となる。
- (4) 不正行為やそれに類する疑わしい行為を一切しないこと。不正行為とみなされたときは、指導措置と合わせ、当該科目は0点となる。
- (5) 考查中は物品の貸し借りをしないこと。やむを得ないときは、監督の許可を受けること。
- (6) 考查中にトイレに行きたい時は、監督に申し出て許可を受け、廊下監督者に持ち物をすべて預かってもらうこと。
- (7) 解答がすべて終わっても、終了時刻がくるまでは退出できない。
- (8) 監督が答案を集め、その枚数を確認し終わるまでは退出できない。

## 7 その他

- (1) 交通違反・暴力行為等問題行動をおこした場合は、ただちに学級担任あるいは生活指導部に連絡すること。
- (2) 自分一人で思い悩まず、学級担任あるいは身近な人に相談すること。

### 携帯電話およびそれに準ずる機器の校内持ち込みに関する注意事項

1. 使用は登下校時、休憩時間中のみとし、授業中及び授業に準ずる活動中には電源を切り鞆等に入れ、使用しないこと。机上におくようなことがないこと。
2. 管理は自己責任で行うこと。紛失・盗難・事故等があっても学校は一切保障しない。
3. 校内など公共の電源を使った充電の禁止。
4. 歩行中や自転車乗車中の操作、イヤホンの使用の禁止。
5. 電車内など、公共の場で大声で話をするなどのマナーに反する行為をしないこと。
6. インターネットの利用についての危険性を十分に理解し、ルール・マナーを守ること。また個人情報の流出に留意するとともに他人の権利を侵さないこと。
7. カメラ機能の利用は被写体となった物や人物の権利侵害などの可能性が高いので特に注意すること。

以上の注意事項が守れない場合は、懲戒および特別指導の対象となることがある。また、学校で携帯電話等を一時的に預かることがある。学校預かり中に生じた携帯電話に関わる不慮の事故等および発生した料金等について、学校は一切責任を負わない。